

国立大学法人和歌山大学臨時職員育児休業等細則

制 定 平成16年 4月 1日
 法人和歌山大学規程第 41 号
 最終改正 令和 7年 3月28日

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、国立大学法人和歌山大学臨時職員勤務時間及び休暇等規程（以下「勤務時間等規程」という。）第19条に基づき、育児休業等の対象者、期間、手続等を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 育児休業等につき、この細則に定めのない事項については、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）、その他の関係法令の定めるところによる。

第2章 育児休業

(育児休業の対象者)

第3条 臨時職員のうち満1歳に満たない子を養育する者は、請求により当該子が1歳に達する日まで育児休業をすることができる。ただし、その配偶者が当該臨時職員と同じ日から又は当該臨時職員より先に育児休業をしている場合、当該臨時職員は、当該子が1歳2か月に達するまでの間で、当該子の誕生日以後の産後休暇と育児休業期間との合計が1年を限度として、育児休業をすることができる。なお、請求時点において、子が1歳6か月に達する日までに雇用関係が終了することが明らかでない者に限り、育児休業することができる。

2 臨時職員のうち1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する者は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、請求により、当該子が1歳6か月に達するまで育児休業をすることができる。

- (1) 当該請求に係る子について、当該臨時職員又はその配偶者が、当該子の1歳到達日において育児休業をしている場合
- (2) 保育所入所を希望しているが、入所できない場合、又は子の養育を行っている配偶者であって、1歳以降子を養育する予定であったものが死亡、負傷、疾病等により子を養育することが困難になった場合
- (3) 当該子の1歳到達日後の期間において、この項の規定による請求により育児休業をしたことがない場合

3 臨時職員のうち1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する者は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、請求により、当該子が2歳に達するまで育児休業をすることができる。

- (1) 当該請求に係る子について、当該臨時職員又はその配偶者が、当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合
- (2) 保育所入所を希望しているが、入所できない場合、又は子の養育を行っている配偶者であって、1歳6か月以降子を養育する予定であった者が死亡、負傷、疾病等に

臨時職員育児休業等細則

より子を養育することが困難になった場合

- (3) 当該子の1歳6か月到達日後の期間において、この項の規定による請求により育児休業をしたことがない場合

4 第1項なお書きの規定は、前項の請求について準用する。この場合において、「1歳6か月」とあるのは、「2歳」と読み替えるものとする。

5 第1項、第2項及び第3項の規定にかかわらず、育児・介護休業法第6条第1項ただし書の規定に基づく労使協定により、育児休業の対象者から除外することとされた臨時職員は育児休業をすることができない。

(育児休業の請求手続)

第4条 育児休業（第10条第1項に規定する育児休業を除く。）の請求は、第3条第1項の規定に基づく請求については、当該子について2回までとし、第3条第2項及び第3項の規定による請求についてはそれぞれ1回限りとする。ただし、特別な事情がある場合にあっては、この限りではない。

2 育児休業の請求は、育児休業を開始しようとする期間の初日（以下「育児休業開始予定日」という。）及び末日（以下「育児休業終了予定日」という。）を明らかにして、当該育児休業開始予定日の前日から起算して1月前の日までに、育児休業請求書により行うものとする。ただし、第3条第2項の規定による請求にあっては、当該請求に係る子の1歳到達日の翌日を育児休業開始予定日とし、第3条第3項の規定による請求にあっては、当該請求に係る子の1歳6か月到達日の翌日を育児休業開始予定日とし、育児休業開始予定日の前日から起算して2週間前の日までに行うものとする。この場合において、当該請求をする臨時職員の配偶者がそれぞれ同条同項の規定に基づく請求により育児休業をする場合には、当該育児休業に係る育児休業終了予定日の翌日以前の日を育児休業開始予定日とすることができる。

3 当該育児休業の請求に係る育児休業開始予定日とされた日が当該育児休業の請求があった日の翌日から起算して1月（第3条第2項及び第3項の規定による請求にあっては2週間）を経過する日（以下この項において「1月等経過日」という。）より前の日であるときは、当該育児休業開始予定日とされた日から当該1月等経過日までの間のいずれかの日が休業開始日として指定される。

4 当該請求をした臨時職員は、事実を確認するために、証明書類の提出を求められることがある。

(育児休業開始予定日の変更)

第5条 第3条第1項の規定による育児休業の請求をした臨時職員が、次の各号の一に該当する場合は、育児休業開始予定日の前日までに申し出ることにより、育児休業開始予定日を育児休業開始予定日とされた日より前の日に変更することができる。

(1) 出産予定日前に子が出生したとき

(2) 配偶者が死亡したとき

(3) 傷病等により配偶者が子を養育できなくなったとき

(4) 配偶者が子と同居しなくなったとき

(5) 育児休業の請求に係る子が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になったとき

(6) 育児休業の請求に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込み

を行っているが、当面その実施が行われないとき

- 2 前項による育児休業開始予定日の変更は休業1回につき1回に限るものとする。
- 3 前条第3項の規定は、育児休業開始予定日の変更について準用する。

(育児休業の請求の撤回等)

第6条 育児休業の請求をした臨時職員は、育児休業開始予定日の前日までに所定の申出書を提出することにより、育児休業の請求を撤回することができる。

- 2 前項により第3条第1項の規定による育児休業の請求を撤回した場合、撤回1回につき1回休業したものとみなし、同条第2項又は第3項の規定による請求を撤回した場合、特別の事情がない限り、同一の子について同条第2項又は第3項の規定にかかわらず、これらの規定による請求をすることはできない。
- 3 育児休業の請求がされた後育児休業開始予定日とされた日の前日までに、子の死亡等により当該育児休業の請求に係る子を養育しないこととなったときは、育児休業の請求はなかったものとする。

(育児休業の効果)

第7条 育児休業をしている臨時職員は、臨時職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

- 2 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

(育児休業終了予定日の変更)

第8条 育児休業の請求をした臨時職員が、育児休業終了予定日の1月（第3条第2項及び第3項の規定による育児休業をしている場合にあっては、2週間）前の日までに申し出ることにより、育児休業終了予定日を育児休業終了予定日とされた日以後の日に変更することができる。

- 2 前項による育児休業終了予定日の変更は休業1回につき1回に限るものとする。ただし、保育所入所を希望しているが、入所できない場合のほか育児休業終了予定日の変更の申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより、当該育児休業に係る子について育児休業終了予定日の再度の変更をしなければ、その養育に著しい支障が生ずることとなる場合は、この限りでない。

(育児休業の終了)

第9条 育児休業は、次の各号の一に該当する場合には、終了するものとする。

- (1) 育児休業終了予定日が到来したとき
 - (2) 育児休業終了予定日の前日までに当該子が1歳（第3条第1項ただし書きの規定による育児休業をしている場合にあっては、1歳2か月、第3条第2項の規定による育児休業をしている場合にあっては、1歳6か月、第3条第3項の規定による育児休業をしている場合にあっては、2歳）に達したとき
 - (3) 当該子の死亡等による育児休業消滅事由が発生したとき
 - (4) 育児休業をしている臨時職員が産前産後休暇となったとき
 - (5) 育児休業をしている臨時職員が新たな介護休業、育児休業又は出生時育児休業となったとき
- 2 前項の育児休業の終了日は、当該各号に掲げる日（第4号及び第5号に掲げる事由が生じた場合にあっては、その前日）とする。
 - 3 育児休業をしている臨時職員は、第1項第3号の事由が生じた場合には、遅滞なくその

旨を届け出なければならない。

第2章の2 出生時育児休業

(出生時育児休業の対象者)

第10条 臨時職員のうち、子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。）の期間内の子を養育する者（当該期間内に産後休暇を取得した者を除く。）は、4週を限度として請求により育児休業（以下「出生時育児休業」という。）をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、労働契約の期間を定めて雇用された臨時職員は、請求時点において、子が出生した日又は出産予定日のいずれか遅い方から8週間を経過する日の翌日から6か月を経過する日までに雇用関係が終了することが明らかでない者に限り、出生時育児休業をすることができる。

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、育児・介護休業法第9条の3第2項の規定により準用した同法第6条第1項ただし書の規定に基づく労使協定により、出生時育児休業の対象者から除外することとされた臨時職員は出生時育児休業をすることができない。

(出生時育児休業期間)

第10条の2 出生時育児休業を取得できる期間は、子の出生後8週間以内のうち4週間（28日）を限度とした必要な期間とする。

(出生時育児休業の請求手続)

第10条の3 出生時育児休業の請求は、特別な事情がある場合を除き、当該子について2回までとする。ただし、出生時育児休業を2回に分割して取得する場合は初回の出生時育児休業請求の際にまとめて申し出ることとし、まとめて申し出なかった場合は、再度の請求を拒む場合がある。

2 出生時育児休業の請求は、出生時育児休業を開始しようとする期間の初日（以下「出生時育児休業開始予定日」という。）及び末日（以下「出生時育児休業終了予定日」という。）を明らかにして、当該出生時育児休業開始予定日の前日から起算して2週間前の日までに、出生時育児休業請求書により行うものとする。

3 当該出生時育児休業の請求に係る出生時育児休業開始予定日とされた日が当該出生時育児休業の請求があった日の翌日から起算して2週間を経過する日（以下この項において「2週間等経過日」という。）より前の日であるときは、当該出生時育児休業開始予定日とされた日から当該2週間等経過日までの間のいずれかの日が休業開始日として指定される。

4 当該請求をした臨時職員は、事実を確認するために、証明書類の提出を求められることがある。

(出生時育児休業開始予定日の変更)

第10条の4 第5条の規定は、出生時育児休業について準用する。

(出生時育児休業の請求の撤回等)

第10条の5 出生時育児休業の請求をした臨時職員は、出生時育児休業開始予定日の前日までに所定の申出書を提出することにより、出生時育児休業の請求を撤回することができる。

2 前項による出生時育児休業の請求の撤回は、1回の撤回につき1回休業したものとみなし、撤回した出生時育児休業を含め2回休業した場合は同一の子について再度請求をすることができない。

3 出生時育児休業の請求がされた後出生時育児休業開始予定日とされた前日までに、子の死亡等により当該出生時育児休業の請求に係る子を養育しないこととなったときは、出生時育児休業の請求はなかったものとする。

(出生時育児休業の効果)

第10条の6 第7条の規定は、出生時育児休業について準用する。

2 育児・介護休業法第9条の5第2項の規定に基づく労使協定の定めるところにより、出生時育児休業の請求をした臨時職員は当該申出に係る出生時育児休業期間において勤務することができる日（以下「勤務可能日」という。）を申し出ることができる。

3 前項の勤務可能日の範囲内で提示する日時について、出生時育児休業開始予定日とされた日の前日までに、出生時育児休業の請求をした臨時職員の同意を得た場合に限り、第7条第1項の規定にかかわらず職務に従事させることができるものとし、従事した期間の給与を支給する。

(出生時育児休業終了予定日の変更)

第10条の7 出生時育児休業の請求をした臨時職員が、出生時育児休業終了予定日の2週間前の日までに申し出ることにより、出生時育児休業終了予定日を出生時育児休業終了予定日とされた日以後の日に変更することができる。

2 前項による出生時育児休業終了予定日の変更は休業1回につき1回に限るものとする。ただし、保育所入所を希望しているが、入所できない場合のほか出生時育児休業終了予定日の変更の申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより、当該出生時育児休業に係る子について出生時育児休業終了予定日の再度の変更をしなければ、その養育に著しい支障が生ずることとなる場合は、この限りでない。

(出生時育児休業の終了)

第10条の8 出生時育児休業は、次の各号の一に該当する場合には、終了するものとする。

(1) 出生時育児休業終了予定日が到来したとき

(2) 出生時育児休業終了予定日の前日までに当該子の出生の日の翌日（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては、当該出産予定日の翌日）から起算して8週間を経過したとき

(3) 出生時育児休業終了予定日の前日までに当該子の出生の日（出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては、当該出産予定日）以後に出生時育児休業をする日数が28日に達したとき

(4) 当該子の死亡等による出生時育児休業消滅事由が発生したとき

(5) 出生時育児休業をしている臨時職員が産前産後休暇となったとき

(6) 出生時育児休業をしている臨時職員が新たな介護休業、育児休業又は出生時育児休業となったとき

2 前項の出生時育児休業の終了日は、当該各号に掲げる日（第5号及び第6号に掲げる事由が生じた場合にあっては、その前日）とする。

3 出生時育児休業をしている臨時職員は、第1項第4号の事由が生じた場合には、遅滞なくその旨を届け出なければならない。

第3章 育児時間

(育児時間の取得対象者)

第11条 臨時職員のうち小学校第3年次の終期を経過するまでの子を養育する者は、請求により当該子が小学校第3年次の終期に達する日まで、1日の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「育児時間」という。）ができる。

2 前項の規定にかかわらず、育児・介護休業法第23条第1項ただし書の規定に基づく労使協定により、育児時間の対象者から除外することとされた者は、育児時間の取得をすることができない。

(育児時間)

第12条 育児時間は、正規の勤務時間の始め又は終りにおいて、1日を通じて所定勤務時間から5時間45分を減じた時間（勤務時間等規程第16条第3号に規定する特別休暇を取得している臨時職員については、所定勤務時間から5時間45分を減じた時間から当該特別休暇の時間を減じた時間）を超えない範囲内で、30分を単位とした時間とする。

(育児時間の請求手続)

第13条 育児時間の請求は、育児時間を始めようとする日の前日から起算して1月前の日までに、育児時間請求書により行うものとする。

2 第4条第3項の規定は、育児時間の請求手続について準用する。

(育児時間の効果)

第14条 育児時間については、その勤務しない1時間につき、定時臨時職員については、臨時職員給与規程第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額を、短時間臨時職員については、勤務1時間当たりの給与額をそれぞれ減額する。

(育児時間の終了)

第15条 第9条の規定は育児時間について準用する。ただし、同条第1項第2号の「1歳」は「小学校第3年次の終期」に読み替えるものとする。

(不利益取扱いの禁止)

第16条 臨時職員は、育児休業、出生時育児休業及び育児時間を理由として不利益な取り扱いを受けない。

附 則

1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。

2 第3条第1項に規定する「継続勤務期間」は、雇用関係の1か月以上の中断（雇用関係の全くない月があることをいう。）を含まない勤務の期間をいうものとし、施行日前の勤務の期間を含む。

附 則（平成16. 8. 26一部改正：法人和歌山大学規程第327号）

この改正細則は、平成16年8月26日から施行する。

附 則（平成17年3月12日一部改正：法人和歌山大学規程第373号）

この改正細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月21日一部改正：法人和歌山大学規程第725号）

この改正細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月24日一部改正：法人和歌山大学規程第910号）

この改正細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成２２年６月２５日一部改正：法人和歌山大学規程第１１３９号）
この改正細則は、平成２２年６月３０日から施行する。

附 則（平成２８年１２月２６日一部改正：法人和歌山大学規程第１８７０号）
この改正細則は、平成２９年１月１日から施行する。

附 則（平成２９年９月２９日一部改正：法人和歌山大学規程第２０００号）
この改正細則は、平成２９年１０月１日から施行する。

附 則（令和４年３月１６日一部改正：法人和歌山大学規程第２４０５号）
この改正細則は、令和４年４月１日から施行する。

- 附 則（令和４年９月７日一部改正：法人和歌山大学規程第２４７１号）
- 1 この改正細則は、令和４年１０月１日から施行する。
 - 2 法人和歌山大学規程第２１２１号に規定する定時有期臨時職員の期末手当及び勤勉手当の支給に係る育児休業の効果（改正前の規程第７条第３項及び第４項）については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和７年３月２８日一部改正：法人和歌山大学規程第２８３２号）
この改正細則は、令和７年４月１日から施行する。